自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金

交付規程

公益財団法人　自動車リサイクル高度化財団

2017年７月24日　制定

2018年２月15日　改正

（通則）

第1条　自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金の交付については、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条　この規程は、公益財団法人自動車リサイクル高度化財団（以下「財団」とする。）が行う自動車リサイクル高度化等支援事業助成金（以下、「助成金」という。）を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、定款第3条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象）

第3条　財団は、前条の目的を達成するため、定款第4条に規定する事業（以下「助成事業」とする。）に要する経費のうち、助成金の交付対象として別紙1において財団が認める経費（以下「助成対象経費」という。）について、助成金を交付するものとする。

2　前項の助成事業に係る助成金の交付を申請できる者は、募集要領に規定する者とする。

3　第1項に規定する助成事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を助成金交付の対象者とする。なお、代表者は、助成事業を自ら行い、かつ、当該助成事業の全体統括・管理を行う者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、その責により助成事業を行うとともに、助成事業に係る経理その他の事務についても、その責により行うこと。

4　法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

5　助成事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、募集要領等に定めるとおりとする。

（交付額の算定方法）

第4条　この助成金の交付額の算出に当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税　　　　率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の申請）

第5条　助成金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を財団に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第6条　助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」とする。）は、助成金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して助成金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条　財団は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

ただし、第5条の規定による交付申請書、第11条第1項の規定による完了実績報告書又は第11条第2項の規定による中間実績報告書の提出があった場合にあっては、当該申請書及び報告書の内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付決定及び交付額の確定を行い、様式第3による交付決定通知書、様式第12による交付額確定通知書又は様式第12-1による中間交付額確定通知書を申請者に送付するものとする。

2　第5条の規定による交付申請書は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3　財団は、第4条但し書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税等仕入控除税額について、助成金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条　助成金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一　助成事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、財団に届け出なければならない。

二　助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争入札の実施や複数者から見積りをとるなどの方法により、発注価格がより安価となるよう努めること。但し、助成事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

三　助成事業の内容を変更しようとする場合（ただし、助成目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。）は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。なお、助成金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。

四　助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。

五　助成事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を財団に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。

六　助成事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を財団に提出しなければならない。

七　助成金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により助成事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく財団に報告しなければならない。

八　助成事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

九　財団は、助成事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、助成事業者に対して、助成事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十　助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに財団に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一　財団は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十二　助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に本助成事業で取得した財産である旨を明示するとともに、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十三　助成事業者は、取得財産等のうち、助成事業により取得し又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、財団の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。

（申請の取下げ）

第9条　申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって財団に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（助成事業の遂行の命令等）

第10条　財団は、第8条第六号の規定による報告書に基づき、助成事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、助成事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行すべきことを指導することができる。

2　財団は、助成金交付及び助成事業の適正を期するために必要があるときは、助成事業者に対して報告を求め、又はその職員に助成事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（実績報告書）

第11条　助成事業者は、助成事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は助成事業の完了した日の属する翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を財団に提出しなければならない。

2　助成事業者は、財団から助成事業の中間報告を求められたときは、その日から起算して30日を経過した日又は助成対象年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11-1による中間実績報告書を財団に提出しなければならない。

3　助成事業者は、本条第1項、第2項又実績報告を行うに当たって、第4条但し書の規定により交付額を算出した場合において、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（助成金の額の確定等）

第12条　財団は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定して、様式第12による交付額確定通知書により助成事業者に通知するものとする。

2　財団は、前条第2項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、中間交付すべき助成金の額を確定して、様式第12-1による中間交付額確定通知書により助成事業者に通知するものとする。

3　財団は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

4　前項の助成金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（助成金の支払）

第13条　助成金は、前条第1項及び第2項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、本事業を実施するうえで事前に費用の支払いが必要なケースにおいて、協議に諮り承認された場合は、承認された金額について概算払をすることができる。

2　助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、様式第13による精算（概算）払請求書を財団に提出しなければならない。

（交付決定の解除等）

第14条　財団は、第8条第四号による助成事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、助成事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一　助成事業者が、法令等若しくは本規程に基づく財団の指示等に従わない場合

二　助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合

三　助成事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四　天災地変その他助成金の交付の決定後に生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により助成事業を遂行することができない場合（助成事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2　財団は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の返還を命ずるものとする。

3　前項に基づく助成金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

（翌年度における助成事業の開始）

第15条　助成事業者は、複数年度計画の助成事業のうち翌年度における助成事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該助成事業を開始する必要がある場合は、翌年度助成事業開始承認に係る申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。

（秘密の保持）

第16条　財団は、申請者及び助成事業者がこの規程に従って財団に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、助成金の交付のための審査及び助成金の額の確定のための検査等、助成事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

（知的財産権の帰属）

第17条　財団は、助成事業者が、財団が別に定める様式による知的財産権確認書を交付決定日に財団に提出し、次の各号のいずれの規定も遵守することを約した場合、助成事業によって得られた研究成果又はコンテンツに係る知的財産権を助成事業者から譲り受けないものとする。

一　助成事業者は、助成事業によって研究成果又はコンテンツが得られた場合には、遅滞なく、第19条の規定に基づいて、その旨を財団に報告すること。

二　助成事業者は、財団が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を財団に許諾するものとし、財団は助成事業者の承諾を得ずに当該権利を第三者に利用させることができること。

三　助成事業者は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、財団が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。

四　助成事業者は、財団以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において当該知的財産権を排他的に利用する権利の設定若しくは移転（以下「専用実施権等の設定等」という。）の承諾をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ財団の承認を受けること。

イ　子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ　承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）をいう。）又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ　技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2　財団は、助成事業者が前項の規定による知的財産権確認書を提出しない場合、助成事業者から当該知的財産権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。）を無償で譲り受けるものとする。

3　助成事業者は、知的財産権確認書を提出したにもかかわらず、第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと財団が認める場合、当該知的財産権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。）を無償で財団に譲り渡さなければならない。

4　前二項の場合、助成事業者は財団の指示に従い、知的財産権の譲渡に必要な措置をとり、知的財産権譲渡に必要な手続に協力し、知的財産権の財団による確保のために必要なものを財団に引き渡す等しなければならない。

5　第2項又は第3項の場合、助成事業者は、財団及び財団に利用を許諾された第三者による譲渡対象の知的財産権に係る著作物の利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、助成事業者は、当該著作物の著作者が助成事業者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（成果の利用行為）

第18条　前条第1項の規定にかかわらず、助成事業によって作成し財団に提出された研究成果報告書その他これに類する著作物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。）は、財団に帰属する。

2　助成事業者は、財団及び財団に利用を許諾された第三者による前項の著作権の利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、助成事業者は、当該著作物の著作者が助成事業者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（知的財産権に関する報告）

第19条　助成事業者は、助成事業によって得られた研究成果又はコンテンツに係る産業財産権の登録等の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に、また、海外への出願若しくは申請又は特許協力条約に基づく国際出願の場合は120日以内に財団が別に定める様式による産業財産権出願報告書を財団に提出しなければならない。

2　助成事業者は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、財団が別に定める様式による産業財産権報告書を財団に提出しなければならない。

3　助成事業者は、助成事業によってプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、当該プログラム等又はコンテンツが完成した日から60日以内に、財団が別に定める様式による著作物報告書を財団に提出しなければならない。

4　助成事業者は、助成事業によって作成し財団に提出する著作物（プログラム等及びコンテンツを除く。）については、当該著作物の提出後60日以内に、財団が別に定める様式による著作物報告書を財団に提出しなければならない。

5　助成事業者は、助成事業により生じた研究成果若しくはコンテンツに係る知的財産（プログラム等以外の著作物の著作権を除く。）を自ら利用したとき又は第三者にその利用を許諾したとき（ただし、第21条第2項に規定する場合を除く。）は、財団が別に定める様式による知的財産権利用届出書を財団に遅滞なく提出しなければならない。

6　助成事業者は、助成事業により生じた研究成果若しくはコンテンツに係る知的財産権のうち、プログラム等を除く著作物の著作権について、財団の求めに応じて、自己による利用及び第三者への利用許諾の状況を書面により報告しなければならない。

（知的財産権の移転）

第20条　助成事業者は、助成事業によって得られた研究成果又はコンテンツに係る知的財産権を財団以外の第三者に移転する場合には、第21条、第22条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2　助成事業者は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、財団が別に定める様式による知的財産権移転承認申請書を財団に提出して財団の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第17条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3　助成事業者は、第1項の移転を行ったときは、財団が別に定める様式による知的財産権移転通知書を遅滞なく財団に提出しなければならない。

（知的財産権の利用許諾）

第21条　助成事業者は、助成事業によって得られた研究成果又はコンテンツに係る知的財産権について、財団以外の第三者に利用を許諾する場合には、第17条、第18条及び次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2　助成事業者は、助成事業に係る知的財産権について、財団以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、財団が別に定める様式による知的財産権専用実施権等設定承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第17条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3　助成事業者は、前項の専用実施権等の設定等を行ったとき（前項但し書の場合を含む。）は、財団が別に定める様式による知的財産権専用実施権等設定通知書を遅滞なく財団に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）

第22条　助成事業者は、助成事業によって得られた研究成果又はコンテンツに係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、財団が別に定める様式による知的財産権放棄報告書によりその旨を財団に報告しなければならない。この場合、助成事業者は、財団が希望する場合には、当該知的財産権を無償で財団に譲り渡さなければならない。なお、当該知的財産権の放棄又は譲渡に要する費用は助成事業者の負担とする。

（その他）

第23条　この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別に定める。

附則

この改正規程は、2018年2月15日から施行する。

別紙1　助成対象経費の内訳等

1. 助成対象経費の内訳

助成対象経費の内訳は次のとおりとする。

* 人件費
* 事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、外注費、共同実施費）
* 一般管理費
* 設備費
* 工事費
1. 助成費の支出対象及び内容（例示）は次のとおりとする。
2. 人件費：助成事業に従事する社員等の人件費（工事費に含まれる人件費を除く）。すでに人件費を措置されている場合は計上不可。

人件費は、以下の計算方法により算出するものとする。

人件費 ＝ 日額単価 × 直接作業日数

人件費の算出に当たっては、日額単価を使用することを原則とする。ただし、助成事業者の受託単価が日額単価以外である場合は、当該単価に助成事業者が就業規則等により定める一日の所定労働時間を乗じる等して日額単価に換算することとする。この場合、小数点第２位までを有効とし、小数点第３位以下は切り捨てる。

1. 事業費
	1. 諸謝金：会議への出席謝金・講演等に対する謝金等
	2. 旅費：国内外の出張に係る経費及び外国からの講師等の招聘に係る経費等（往復航空賃・滞在費・日当等）。旅費は、助成事業者の内部規則の定めに従い、助成事業者の内部規則において旅費の支給に関する定めがない場合は、国家公務員等の旅費に関する法律に従うこと。なお、助成事業者の内部規則等に従い旅費を支給する場合には、当該規則等の写しを提出すること。
	3. 借損料：会議場、借り上げバス、パソコン等の物品の借損及び使用料に係る経費等。リース等により調達した物品は、助成事業のみに使用することとし、リース料等については、助成事業の実施期間中に要する費用のみ計上すること。なお、事務所の家賃や共用部分等、助成事業のみに使用すると認められない経費の計上は認めない。また、リースにより調達する場合のリース期間については、合理的な期間に基づいて設定し、不当に短期間に設定することがないようにすることとし、助成事業終了後に継続してリースする場合や再リースによる継続使用の予定がある場合は事前に財団と協議すること。リース・レンタルにより使用し、リース・レンタル期間終了後にリース・レンタル元に返却される物品については、様式10による取得財産明細票への登録は行わないが、助成事業期間中、管理台帳（様式任意）によって適切に管理をすること。
	4. 消耗品費：設備費には該当しない物品にかかる経費等。取得価格５万円（税込）未満の物品、または取得価格５万円（税込）以上の物品のうち以下のいずれかの項目に該当するものをいう。

ア）比較的長期（概ね２年）の反覆使用に耐えない物品

イ）比較的長期の反覆使用に耐えるが、比較的破損しやすい物品

ウ）助成事業期間の終了時を限度として、その用を足さなくなる物品

なお、パソコン（タブレットPC 等を含む）、ハードディスク、携帯電話等汎用性が高く、委託業務以外の業務でも使用できる消耗品の計上は認めない。また、備品（取得価格が５万円（税込）以上の物品のうち、消耗品に該当しないもの）の購入は原則として認めない。財団の承認を経て購入した取得価格5万円（税込）以上の物品については、様式10による取得財産明細票への登録は行わないが、助成事業期間中、管理台帳（様式任意）によって適切に管理をすること。

* 1. 会議費：会議開催等に必要な弁当・茶菓子などに係る経費等（レセプションを含む。上限は1人あたり5000円までとする。）
	2. 印刷製本費：報告書・会議資料等の印刷製本費等をいう。
	3. 通信運搬費：必要な物品の運搬、データの送信等通信に係る経費等
	4. 雑役務費：翻訳・速記・印刷製本等の役務の提供（外注に限る）に係る経費等
	5. 外注費：助成事業の一部を他の事業者に外注して実施した際の経費をいう。見積書提出時において外注する業務の内容、相手方及び金額が確定している場合には、単価・価額の根拠資料（外注の相手方の商号または名称及び住所並びに外注金額が確認できる書類）の他、外注を行う業務の内容及び外注を必要とする理由を記載した書面を提出すること。なお、直接費（人件費及び業務費）と間接費(一般管理費)の合計額の２分の１を超える額を外注費として計上することは原則として認めない。
	6. 共同実施費：助成事業の共同実施者に支出するための経費をいう。
1. 一般管理費：直接経費に対して一定比率で手当され、業務の実施に伴う助成事業者の管理等に必要な経費として、助成事業者が使用する経費をいう。一般管理費は、人件費と業務費を合わせた額から外注費及び共同実施費を除いた額に一般管理費率を乗じて得た額を上限とする。なお、一般管理費率は、助成事業者の内部規程等で定める率または合理的な方法により算出したと認められる率を使用することを原則とする（この場合、助成事業者の内部規定等を根拠資料として提出すること）。ただし、内部規定を提出した場合であっても、一般管理費の上限は直接経費の15％までとする。なお、助成事業者において一般管理費率の内部規程等が存在しない、または合理的な算出が困難な場合は、財団が定める率（10%）を使用すること。
2. 設備費：事業を行うために直接必要な設備及び機器（モニタリング機器を含む）の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。リース等により調達した物品は、助成事業のみに使用することとし、リース料等については、助成事業の実施期間中に要する費用のみ計上すること。なお、事務所の家賃や共用部分等、助成事業のみに使用すると認められない経費の計上は認めない。また、リースにより調達する場合のリース期間については、合理的な期間に基づいて設定し、不当に短期間に設定することがないようにすることとし、助成事業終了後に継続してリースする場合や再リースによる継続使用の予定がある場合は事前に財団と協議すること。リース・レンタルにより使用し、リース・レンタル期間終了後にリース・レンタル元に返却される物品については、様式10による取得財産明細票への登録は行わないが、助成事業期間中、管理台帳（様式任意）によって適切に管理をすること。
3. 工事費：事業を行うために直接必要な材料の購入費や工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費、工事を行うために直接必要とする経費などをいい、材料の購入費に関しては、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
4. 各費目間の流用について

業務の適切な実施に必要と認められる経費に限り、直接経費総額の20％以下までの流用を容認する。ただし、精算手続の際、必要に応じて流用理由の提出を求める場合があるので注意すること。

交付規程様式等

様式第1 交付申請書（第5条関係）

様式第2 変更交付申請書（第6条関係）

様式第3 交付決定通知書（第7条関係）

様式第4 変更交付決定通知書（第7条関係）

様式第5 計画変更承認申請書（第8条関係）

様式第6 中止（廃止）承認申請書（第8条関係）

様式第7 遅延報告書（第8条関係）

様式第8 遂行状況報告書（第8条関係）

様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）

様式第10 取得財産等管理台帳（第8条関係）

様式第11 完了実績報告書（第11条関係）

様式第11-1 中間実績報告書（第11条関係）

様式第12 交付額確定通知書（第12条関係）

様式第12-1 中間交付額確定通知書（第12条関係）

様式第13 精算（概算）払請求書（第13条関係）

様式第14 知的財産確認書（第17条関係）

様式第1（第5条関係）

番　号

年 月 日

公益財団法人自動車リサイクル高度化財団

代表理事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名 　　　　　　　　　　　　　印

自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金

交付申請書

自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記助成金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて助成事業を実施する際には、募集要領、交付規程等の定めるところに従います。

記

1 事業名

2 助成事業の目的及び内容

3 助成金交付申請額　　　　　　　　　　 　　　　 円

（うち消費税及び地方消費税相当額　　　　　　　　 円）

4 助成事業に要する経費：別紙（経費内訳）のとおり

5 助成事業の開始及び完了予定年月日

交付決定日 ～ 年 月 日

注）代表事業者が申請すること。

様式第2（第6条関係）

番　号

年 月 日

公益財団法人自動車リサイクル高度化財団

代表理事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名 　　　　　　　　　　　　　印

自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金

変更交付申請書

　年　月　日付けJ-FAR第　号で交付決定通知を受けた自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金を下記のとおり変更したいので、自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定を受けて助成事業を実施する際には、募集要領及び交付規程等の定めるところに従います。

記

1 事業名（変更がある場合は変更前の事業名）

2 助成変更申請額

3 変更内容

4 変更理由

（注）具体的に記載する。

注1 代表事業者が申請すること。

注2 書類は変更前と変更後の内容が明確にわかるよう記載すること。

様式第3（第7条関係）

番　号

自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金

交付決定通知書

助成事業者

　年　月　日付けJ-FAR第　号で交付申請のあった自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金については、自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

　年　月　日

公益財団法人自動車リサイクル高度化財団

代表理事　　　　　　　　　印

記

1 事業名

2 助成金の交付対象となる事業及びその内容は、　年　月　日付けJ-FAR第　号交付申請書のとおりである。

3 助成金額は次のとおりである。 助成金の額：金　　　　　　　　円

ただし、事業の内容を変更する場合において、助成金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

4 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する助成金の額は、　年　月　日付けJ-FAR第　号交付申請書記載のとおりである。

5 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う助成金の額は、この交付決定額を上限とする。

6 助成事業者は、募集要領及び交付規程等の定めるところに従わなければならない。

7 助成事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条ただし書の定めるところにより算定されている場合は、助成金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第4（第7条関係）

番　号

自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金

変更交付決定通知書

助成事業者

　年　月　日付けJ-FAR第　号で変更交付申請のあった自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金については、自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、　年　月　日付けJ-FAR第　号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので、通知する。

　年　月　日

公益財団法人自動車リサイクル高度化財団

代表理事　　　　　　　　　印

記

1 事業名

2 助成金の交付対象となる事業及びその内容は、　年　月　日付けJ-FAR第　号交付申請書のとおりである。

3 変更後の助成金額は次のとおりである。 助成金の額：金　　　　　　　　円

ただし、事業の内容を変更する場合において、助成金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

4 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の助成金の額は、　年　月　日付けJ-FAR第　号交付申請書記載のとおりである。

5 助成事業者は、募集要領及び交付規程等の定めるところに従わなければならない。

6 助成事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条ただし書の定めるところにより算定されている場合は、助成金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第5（第8条関係）

番　号

年 月 日

公益財団法人自動車リサイクル高度化財団

代表理事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名 　　　　　　　　　　　　　印

自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金

計画変更承認申請書

　年　月　日付けJ-FAR第　号で交付決定通知を受けた自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金の計画を下記のとおり変更したいので、自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて助成事業を実施する際には、募集要領及び交付規程等の定めるところに従います。

記

1 事業名（変更がある場合は変更前の事業名）

2 変更の内容

3 変更を必要とする理由

4 変更が助成事業に及ぼす影響

注1 代表事業者が申請すること。

注2 書類は変更前と変更後の内容が明確にわかるよう記載すること。

様式第6（第8条関係）

番　号

年 月 日

公益財団法人自動車リサイクル高度化財団

代表理事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名 　　　　　　　　　　　　　印

自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金

中止（廃止）承認申請書

　年　月　日付けJ-FAR第　号で交付決定通知を受けた自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金の計画を下記のとおり中止（廃止）したいので、自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 中止（廃止）を必要とする内容

3 中止（廃止）の予定年月日

4 中止（廃止）までに実施した事業内容

5 中止（廃止）が助成事業に及ぼす影響

6 中止（廃止）後の措置

注1 代表事業者が申請すること。

様式第7（第8条関係）

番　号

年 月 日

公益財団法人自動車リサイクル高度化財団

代表理事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名 　　　　　　　　　　　　　印

自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金

遅延報告書

　年　月　日付けJ-FAR第　号で交付決定通知を受けた自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金の遅延について、自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第五号の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名

2 遅延の原因及び内容

3 遅延に係る金額　金　　　　　　　円

4 遅延に対して採った措置

5 遅延等が助成事業に及ぼす影響

6 助成事業の実施予定及び完了予定年月日

注1 代表事業者が報告すること。

注2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8（第8条関係）

番　号

年 月 日

公益財団法人自動車リサイクル高度化財団

代表理事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名 　　　　　　　　　　　　　印

自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金

遂行状況報告書

　年　月　日付けJ-FAR第　号で交付決定通知を受けた自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金の遂行状況について、自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

事業名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費の区分 | 交付決定額（円） | 実施額（円） | 遂行状況 |
| 人件費 |  |  |  |
| 事業費 |  |  |  |
| 設備費 |  |  |  |
| 工事費 |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

注 代表事業者が報告すること。

様式第9（第8条関係）

番　号

年 月 日

公益財団法人自動車リサイクル高度化財団

代表理事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名 　　　　　　　　　　　　　印

　年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

　年　月　日付けJ-FAR第　号で交付決定通知を受けた自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金について、自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第十号の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 助成金額（規程第12条第1項による額の確定額）：金　　　　　　　　円

3 助成金額に係る消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額：金　　　　　　　　円

注1 代表事業者が報告すること。

注2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10（第8条関係）

自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金

取得財産等管理台帳

（　年度）

事業名

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産名 | 規格 | 数量 | 単価（円） | 金額（円） | 設備稼働年月日 | 耐用年数 | 設置又は保管場所 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金交付規程第8条第十三号に規程する処分制限額以上の財産とする。

注2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

様式第11（第11条関係）

番　号

年 月 日

公益財団法人自動車リサイクル高度化財団

代表理事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名 　　　　　　　　　　　　　印

自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金

完了実績報告書

　年　月　日付けJ-FAR第　号で交付決定通知を受けた自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金を完了（中止・廃止）しましたので、自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 助成金の交付決定額及び交付決定年月日

金　　　　　　　　　円（　年　月　日　番号）

（うち消費税及び地方消費税相当額　　　　　　　　円）

3 助成事業の実施状況

4 助成金の経費収支実績

5 助成事業の実施期間

6 添付資料

注 代表事業者が報告すること。

様式第11-1（第11条関係）

番　号

年 月 日

公益財団法人自動車リサイクル高度化財団

代表理事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名 　　　　　　　　　　　　　印

自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金

中間実績報告書

　年　月　日付けJ-FAR第　号で交付決定通知を受けた自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に関して、自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 助成金の交付決定額及び交付決定年月日

金　　　　　　　　　円（　年　月　日　番号）

（うち消費税及び地方消費税相当額　　　　　　　　円）

3 助成事業の実施状況

4 助成金の経費収支実績

5 助成事業の実施期間

6 添付資料

注 代表事業者が報告すること。

様式第12（第12条関係）

番　号

自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金

交付額確定通知書

助成事業者

　年　月　日付けJ-FAR第　号で交付決定した自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金については、　年　月　日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

　年　月　日

公益財団法人自動車リサイクル高度化財団

代表理事　　　　　　　　　印

記

1 事業名

2 確定額：金　　　　　　　　　　　　円

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金　　　　円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規程により平成　年　月　日までに返還することを命ずる。

様式第12-2（第12条関係）

番　号

自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金

中間交付額確定通知書

助成事業者

　年　月　日付けJ-FAR第　号で交付決定した自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金については、　年　月　日付けの中間実績報告書に基づき、下記のとおり中間交付額を確定したので、自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第12条第2項の規定により通知する。

　年　月　日

公益財団法人自動車リサイクル高度化財団

代表理事　　　　　　　　　印

記

1 事業名

2 確定額：金　　　　　　　　　　　　円

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金　　　　円については、交付規程第12条第3項及び第4項の規程により平成　年　月　日までに返還することを命ずる。

様式第13（第13条関係）

番　号

年 月 日

公益財団法人自動車リサイクル高度化財団

代表理事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名 　　　　　　　　　　　　　印

自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金

精算（概算）払請求書

　年　月　日付けJ-FAR第　号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金の精算払（概算払）を受けたいので、自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 請求金額

金　　　　　　　　　円（　年　月　日　番号）

（うち消費税及び地方消費税相当額　　　　　　　　円）

3 請求金額の内訳

（概算払の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 交付決定額(1) | 支出費用状況 | 概算払受領済額(5) | 差引請求額(4)-(5) |
| 実績額(2) | 見込額(3) | 合計(4)=(2)+(3) |
| 人件費 |  |  |  |  |  |  |
| 事業費 |  |  |  |  |  |  |
| 設備費 |  |  |  |  |  |  |
| 工事費 |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |

（精算払の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付決定額 | 確定額(1) | 概算払受領済額(2) | 差引請求額(1)-(2) |
|  |  |  |  |

4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

5 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

注 代表事業者が報告すること。

様式第14（第17条関係）

番　号

○年○月○日

公益財団法人自動車リサイクル高度化財団

代表理事 殿

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名 　　　　　　　　　　　　　印

知的財産権確認書

[助成事業者名]（以下「乙」という。）は、公益財団法人自動車リサイクル高度化財団（以下「甲」という。）に対し　年　月　日付けJ-FAR第　号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成事業について、下記の通り確認しますので、交付規定第17条の規定に基づき届け出ます。

記

1　乙は、　年　月　日付けJ-FAR第　号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成事業（以下「本助成事業」という。）に係る研究成果又はコンテンツを得た場合には、遅滞なく、交付規定に基づいて、その旨を甲に報告すること。

2　乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で本研究開発の研究成果又はコンテンツに係る知的財産権を利用する権利を甲に許諾するものとし、甲は乙の許諾を得ずに当該権利を第三者に利用させることができること。

3　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。

4　乙は、上記2に基づき甲に利用する権利を許諾した場合には、甲及び当該第三者の円滑な権利の利用に協力すること。

5　乙は、甲が上記3に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出すること。

6　乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において当該知的財産権を排他的に利用する権利の設定若しくは移転（以下「専用実施権等の設定等」という。）の承諾をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けること。

イ　乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ　乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）をいう。）又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ　乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

以上